

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（増設多核種除去設備への前処理に係る設備の追設）に係る面談
2. 日時：令和3年7月28日（水）13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、新井安全審査官、久川係員  
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）  
検査グループ 専門検査部門  
宮崎上席原子力専門検査官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、令和3年7月27日付けで受理した実施計画の変更認可申請（増設多核種除去設備への前処理に係る設備の追設（以下「本追設」という。））について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 実施計画変更認可申請の目的
    - ✓ 増設多核種除去設備の前処理設備において、スラリーの回収効率の向上等により、処理プロセスの改善を図ることを目的とする。
  - 本追設の概要（変更前後の比較）
    - ✓ 既設の前処理設備に反応／凝集槽、沈殿槽、上澄み水タンク等の設備を追設する。
    - ✓ 近年、処理対象水中のカルシウム及びマグネシウムの濃度が低下したことにより、既設の前処理設備で生成するスラリーが稼働当初に比べて微粒子化し、クロスフローフィルタ（CFF）が閉塞しやすくなっていることから、これを改善するため、新たに沈殿槽を設けてスラリーを沈殿させ、上澄み水のみをCFFでろ過することにより閉塞しにくくするものである。
    - ✓ 設備の追設はA・C系列を対象に実施する。
  - 追設する設備（タンク類、ポンプ類及び配管）の仕様
  - 実施計画の変更内容の概要
    - ✓ 基本設計及び線量評価の変更点
  - 設計上の考慮
    - ✓ 設備の追設となるため、既認可の増設多核種除去設備の設計方針を踏襲する。
  - スケジュール
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
  - 本追設により期待されるメリットを定量的に示すとともに、本追設が後段の吸着塔による核種の除去性能や各系列の処理量に及ぼす影響を説明すること。
  - 追設する設備の仕様について、材料、容量等の選定理由を説明すること。
  - 線量評価について、敷地境界の実効線量の評価点における直接線及びスカイシャイン線以外の寄与も含めた合計値を示すとともに、追設する設備におけ

る沈殿物、上澄み水及び沈殿物混合水の放射能濃度の設定根拠を具体的に説明すること。また、原水（処理対象水）の放射能濃度が高い場合には従来方式にて処理を行うとしているが、その場合の判断基準を明示の上、本追設後の前処理設備（設備を追設しないB系列を含む）の運用の考え方を説明すること。

- 追設する設備（既設の前処理設備との取り合い部を含む）に係る設計上の考慮について、関係する設計方針を全て挙げた上で、具体的な対応・措置を説明すること。
- 追設する設備に係る確認事項について、具体的に説明すること。
- 本追設後は既設の前処理設備（共沈タンク、供給タンク等）の使用頻度が大幅に低下すると想定するが、休止期間の保全や再使用時の注意事項等を含め必要な措置について説明すること。

等を求めた。

## 6. その他

資料：

- 増設多核種除去設備 前処理設備改造に伴う実施計画の変更に関する補足説明資料